

○北しりべし廃棄物処理広域連合会計管理者事務専決規程

制 定 平成 14 年 7 月 2 日訓令第 4 号
最近改正 平成 19 年 3 月 30 日訓令第 2 号

(趣旨)

第 1 条 会計管理者の権限に属する事務の専決及び代決については、この訓令の定めるところによる。

(専決事項)

第 2 条 会計課長は、次に掲げる事項を専決するものとする。

- (1) 調定通知書及び収入証書類の審査
- (2) 更正通知書及び充当通知書の審査
- (3) 過誤納金還付命令書の審査
- (4) 人件費及び共済費の支出命令書の審査
- (5) 前 2 号に掲げるものを除き、支出命令金額が 1 0 0 万円未満の支出命令書の審査
- (6) 歳入歳出外現金の支出命令書の審査
- (7) 公金振替命令書及び戻入通知書の審査
- (8) 流用通知書及び予備費充用通知書の審査
- (9) 指定金融機関及び収納代理金融機関との連絡調整
- (10) 前各号に掲げるもののほか、定例的又は軽易な事務で会計管理者が指示する事項

(専決の特例)

第 3 条 前条の規定にかかわらず、重要又は異例と認めるものは、会計管理者の決裁を受けなければならない。

(代決)

第 4 条 会計管理者が決裁すべき事項について、会計管理者が不在のときは、会計課長が当該事項を代決することができる。この場合において、会計課長も不在のときは、当該事項に係る事務を主管する係長（以下「主管係長」という。）が当該事項を代決することができる。

2 会計課長が専決すべき事項について、会計課長が不在のときは、主管係長が当該事項を代決することができる。この場合において、当該主管係長も不在のときは、会計管理者が指定する職員が当該事項を代決することができる。

3 会計課長、主管係長又は会計管理者の指定を受けた職員が前 2 項の規定により代決した場合は、その代決した事項について、速やかに、会計管理者又は会計課長に報告しなければならない。ただし、軽易な事項については、この限りでない。

附 則

この訓令は、平成 1 4 年 7 月 2 日から施行する。

附 則（平 18. 3. 31 訓令 1）

この訓令は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 19. 3. 30 訓令 2）

この訓令は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。